

議事日程(第3号)

令和2年9月14日 午前9時00分開議

日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案(8件)

議案第59号 木城町等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

議案第61号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 令和2年度木城町一般会計補正予算(第6号)(関係部分)

議案第65号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第68号 令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議案第69号 令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

2) 産業文教常任委員会付託議案(4件)

議案第60号 木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 令和2年度木城町一般会計補正予算(第6号)(関係部分)

議案第66号 令和2年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第67号 令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

3) 決算審査特別委員会付託議案(6件)

議案第52号 令和元年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第53号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第54号 令和元年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 令和元年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 令和元年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第2 議案第70号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第3 議案第71号 令和2年度木城町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第4 委員会付託の省略
- 日程第5 議案に対する質疑
- 日程第6 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し  
地方税財源の確保を求める意見書（案）
- 日程第7 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新  
田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第8 各委員会の閉会中の調査

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案（8件）
- 議案第59号 木城町等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 議案第61号 木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第62号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第63号 木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に  
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第64号 令和2年度木城町一般会計補正予算（第6号）（関係部分）
- 議案第65号 令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第68号 令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第69号 令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 2) 産業文教常任委員会付託議案（4件）
- 議案第60号 木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制  
定について
- 議案第64号 令和2年度木城町一般会計補正予算（第6号）（関係部分）
- 議案第66号 令和2年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 3) 決算審査特別委員会付託議案（6件）
- 議案第52号 令和元年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第53号 令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい

て

議案第54号 令和元年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第55号 令和元年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第56号 令和元年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第2 議案第70号 教育委員会教育長の任命について

日程第3 議員派遣の件

日程第4 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

日程第5 各委員会の閉会中の調査

---

出席議員（10名）

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 中武 良雄君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 神田 直人君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君	議事調査係長 平野 豊和君
書記 橋本 正枝君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	半渡 英俊君	副町長 .....	島田 浩二君
教育長 .....	恵利 修二君	総務財政課長 .....	萩原 一也君
会計管理者 .....	河野 浩俊君	まちづくり推進課長 .....	西田 誠司君
環境整備課長 .....	吉岡 信明君	教育課長 .....	平野 大輔君
税務課長 .....	黒木 宏樹君	福祉保健課長 .....	小野 浩司君

町民課長 ..... 三隅 秀俊君      産業振興課長 ..... 淵上 達也君  
代表監査委員 ..... 桑原 正憲君

---

午前9時00分開議

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。なお、本定例会はクールビズ対応としております。

それでは、皆様、ご起立ください。

一同、礼。

ご着席ください。

○議長（神田 直人） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

これから本日の会議を開きます。本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、換気対策を行い、議場内においてはマスクの着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、議案の追加により日程の変更がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1. 各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（神田 直人） 日程第1、各常任委員会・決算審査特別委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案8件、議案第59号木城町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、議案第61号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第62号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号令和2年度木城町一般会計補正予算（第6号）（関係部分）、議案第65号令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第68号令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第69号令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上8件について、総務常任委員会の審査結果報告を、登壇の上、求めます。

委員長、眞鍋博君。5番、眞鍋博君。

○総務常任委員会委員長（眞鍋 博君） 令和2年第5回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は9月10日の1日間。役場別館2階会議室において、委員5名が出席し、町長部局の課長以下、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第59号木城町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第61号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第62号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第63号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第64号令和2年度木城町一般会計補正予算（第6号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第65号令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第68号令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第69号令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（神田 直人） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案4件、議案第60号木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号令和2年度木城町一般会計補正予算（第6号）（関係部分）、議案第66号令和2年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第67号令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、以上4件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を、登壇の上、求めます。

委員長、黒木泰三君。7番、黒木泰三君。

○産業文教常任委員会委員長（黒木 泰三君） 産業文教常任委員会に付託されました議案は4件でございます。審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

審査期日は9月10日の1日間。役場3階大会議室において、委員5名の全委員が出席し、関

係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第60号木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第64号令和2年度木城町一般会計補正予算（第6号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第66号令和2年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決です。

次に、議案第67号令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果を報告終わります。

○議長（神田 直人） 以上で、産業文教常任委員長の報告は終わりました。

ただいまより、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第59号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第60号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第61号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第62号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第63号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第68号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

次に、議案第69号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

次に、決算審査特別委員会付託議案6件、議案第52号令和元年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第53号令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号令和元年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号令和元年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号令和元年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6件について、決算審査特別委員会の審査結果報告を、登壇の上、求めます。

委員長、中武良雄君。6番、中武良雄君。

○決算審査特別委員会委員長（中武 良雄君） 決算審査特別委員会審査結果報告をいたします。

本会に付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

議案第52号令和元年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第53号令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第54号令和元年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第55号令和元年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第56号令和元年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

議案第57号令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

続きまして、委員会審査の経過を報告します。

決算審査特別委員会に付託された議案6件について、委員10人により、町長、副町長、教育

長及び各担当課長に出席と資料をいただき、審査をしました。

令和元年度木城町一般会計歳入歳出決算、ほかの特別会計においても審議し、事業効果の程度や翌年度以降の予算の執行に参考となる情報及び判断材料を得ることができ、意義ある審査が行われました。

執行部の皆様には、ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

以上で報告を終わります。

○議長（神田 直人） 以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

ただいま決算審査特別委員会委員長より報告のありました議案第52号から議案第57号に至る6議案については、全員により審査いたしましたので、質疑は省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号から議案第57号に至る6議案の質疑については省略することに決定いたしました。

ただいまより、委員会付託議案の17議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第52号令和元年度木城町一般会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより、討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第53号令和元年度木城町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより、討論を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第54号令和元年度木城町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第55号令和元年度木城町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第56号令和元年度木城町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第57号令和元年度木城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、本案に対する決算審査特別委員長の報告は認定とするものであります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は認定することに決定いたしました。

次に、議案第59号木城町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号木城町営マイクロワンマン自動車運行条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号木城町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号木城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育施設の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号令和2年度木城町一般会計補正予算（第6号）、本案に対する総務常任委員長・産業文教常任委員長の報告は共に原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号令和2年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号令和2年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号令和2年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号令和2年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号令和2年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第70号

○議長（神田 直人） 日程第2、議案第70号教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案第70号は人事案件となっています。

ここで、本案に係る教育長、恵利修二君の退場を求めます。

〔教育長 恵利 修二君 退席〕

○議長（神田 直人） 本案に対する質疑は終了しておりますので、これより討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

ただいまより、討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は同意することに決定いたしました。

教育長、恵利修二君の着席を求めます。

〔教育長 恵利 修二君 着席〕

---

### 日程第3. 議案第71号

○議長（神田 直人） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第3、議案第71号については、朗読は省略し、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま追加で上程をいただきました議案第71号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第71号。議案第71号は、令和2年度木城町一般会計補正予算（第7号）であります。補正予算（第7号）は、歳出を組み替え、保健衛生費増額217万5,000円、予備費減額217万5,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、今後、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されており、インフルエンザワクチン接種については、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方への優先接種と、妊婦、子供たちも先行させる方向で検討をされています。今回、町単独事業といたしまして、それぞれの自己負担額を軽減し、積極的な

予防接種を勧奨するために、予防接種費助成の予算措置をするものであります。

以上で、追加の提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をしていただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（神田 直人） 町長の提案理由説明が終わりました。

---

#### 日程第4. 委員会付託の省略

○議長（神田 直人） 日程第4、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第71号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

#### 日程第5. 議案に対する質疑

○議長（神田 直人） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第71号に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

議案第71号令和2年度木城町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

議案第71号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） この予防接種の詳細と伺いますか、もう少し人数とか金額面とか、そういった面を教えていただくと、お願いします。

○議長（神田 直人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 今回の自己負担の軽減ですが、まず定期の予防接種になります。65歳以上につきましては、これまで自己負担額が一部負担ということで1,000円でありましたが、この分を全額公費ということで自己負担をゼロという形に変更をしたいと思っています。

それと、妊婦と子供たちについては任意の予防接種になりますが、妊婦につきましては、これまで助成額が2,000円でありましたが、こちらでも全額公費という形にさせていただきたいと思っています。それと、子供たちにつきましても、任意であります。こちらでも、対象児童が6か月からこれまで15歳まででありましたが、こちらのほうは年齢を拡大しまして18歳の高校生までで、助成額としては1回当たり2,000円が変わりはございません。

対象者であります。まず65歳については現在の人数で1,855名を見込んでおります。それと、妊婦につきましては、30名を見込んでいます。今回対象年齢を引き上げました15歳から18歳までが、128名を今、対象として見込んでおります。

以上です。

○議長（神田 直人） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 以上で、本案に対する質疑を終わります。

これより議案第71号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神田 直人） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 発議第2号

○議長（神田 直人） 日程第6、発議第2号、意見書の提出、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）が、眞鍋博君ほか4名から提出されております。

提出されました発議第2号については、あらかじめお手元に配付しておりますので朗読は省略し、提出者、5番、眞鍋博君の趣旨説明を、登壇の上、求めます。5番、眞鍋博君。

○議員（5番 眞鍋 博君） 発議第2号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、地方税、地方交付税の大幅な減少等により、今後の地方財政は厳しい状況になることが予想されます。

町内においても、7月24日に2名の感染者が確認されて以来、5名の感染者が出ております。県では、感染拡大緊急警報が発令され、8月31日の解除まで3件のクラスターが発生しておりますが、事実上の第2波を県民総力戦で乗り切ってまいりました。

今後は、季節性インフルエンザの流行に備え、安心、安全な生活を送るために、きめ細かな対応が求められます。経済状況の回復も見込めない中、今後は地方税収の減少も考えられ、さらに

は地方交付税が減少となった場合、自主財源に乏しい町村においては、安定的な行政運営も危ぶまれます。

今後、コロナ禍において町村が安定した行政運営を行うため、減収補填措置及び交付税財源等の確保を強く国に要望するため、意見書を提出したいと考えます。皆様のご賛同をお願いし、趣旨説明を終わります。

○議長（神田 直人） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発議第2号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第2号、意見書の提出、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 質疑なしと認めます。

これより、発議第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。

発議第2号、意見書の提出、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号、意見書の提出、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当

大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣に提出することに決定いたしました。

---

### 日程第7. 議員派遣の件

○議長（神田 直人） 日程第7、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により、別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。

よって、後日変更等があった場合は議長に一任することに決定いたしました。

---

### 日程第8. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

○議長（神田 直人） 日程第8、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから、登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、眞鍋博君。5番、眞鍋博君。

○総務常任委員会委員長（眞鍋 博君） 総務常任委員会として、特に報告することはありません。

○議長（神田 直人） 次に、産業文教常任委員長、黒木泰三君。7番、黒木泰三君。

○産業文教常任委員会委員長（黒木 泰三君） 産業文教常任委員会として、特に報告することはありません。

○議長（神田 直人） 次に、議会運営委員長、原博君。10番、原博君。

○議会運営委員会委員長（原 博君） 議会運営委員会として、報告することはありません。

○議長（神田 直人） 次に、議会広報編集特別委員長、中武良雄君。6番、中武良雄君。

○議会広報編集特別委員会委員長（中武 良雄君） 議会広報編集特別委員会から報告いたします。

議会だより「きじょう」の編集作業のため、9月24日から10月12日にかけて計4回の委

員会を開催します。原稿の作成に皆様のご協力をいただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、紙面を作るに当たり、議会の内容等を分かりやすく、町民の皆様に興味を持っていただけるよう、作成に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（神田 直人） 次に、新田原基地対策特別委員長、原博君。10番、原博君。

○新田原基地対策特別委員会委員長（原 博君） 新田原基地対策特別委員会として、報告することはありません。

○議長（神田 直人） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

---

### 日程第9. 各委員会の閉会中の調査

○議長（神田 直人） 日程第9、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員会委員長から所管事務の調査について、議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員会委員長から基地対策に関することについて、閉会中の調査の申出があります。

お諮りいたします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神田 直人） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

---

○議長（神田 直人） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る9月4日に開会されて以来、本日までの11日間にわたり慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても、特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、令和2年第5回木城町議会定例会を閉会いたします。

次に、教育長から発言を求められていますので、これを許します。教育長。

○教育長（恵利 修二君） 教育長。同意の議決を頂きましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日議決をいただきまして、まさに身の引き締まる思いをしたところでございます。日頃より、議員の方々より1年間の取組の中で勉強になる様々なご意見、アドバイス、お話などを頂きましたことをありがたく感じているところであります。

しかしながら、私自身のこの取組はまだ未熟な面もございました。

今後はますます精進をいたしまして、町長の思いや考えを受け、それに基づき、副町長からの助言を頂きながら、各課との連携を深め、木城町の目指すまちづくりの中での教育を目指す方向性に向かって、教育課、教育委員会の総力を挙げて、力を合わせながら取り組んでいく覚悟でございます。これからも議員の皆様のご意見、ご進言頂きながら、邁進をしまいたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

貴重な時間を頂きまして、ありがとうございます。（拍手）

○議長（神田 直人） 次に、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） 私のほうからは、お礼を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症予防対策及び台風10号の関係で、従事する職員の負担軽減にご理解を賜り、日程等を変更していただいた上での第5回定例会における議案のご審議、誠にありがとうございました。

幸いに感染者も発生することなく、また台風10号の大きな被害もなく、ほっとしているところでございますが、ウイルス感染症予防と台風など災害時における避難所の在り方など、今後の課題として、改善をまいります。

さて、今議会に上程をいただきました20議案、全て原案のとおり承認、認定、可決、同意を頂きました。厚くお礼を申し上げます。

また、一般質問では、ご意見、ご提言等を頂きました。しっかりと受け止め、これからの町政運営に生かさせていただきます。

さらに、常任委員会及び決算審査特別委員会でも、ご意見等を賜りました。今後も、財政運営に当たりましては、財政規律に配慮しながら改善、工夫、適正を期してまいります。

今回肉付けいたしました補正予算であります。これまでの予算と合わせまして、町の振興と住民の福利向上及びコロナ禍対策に一層努力してまいります。どうか、議員各位はじめ町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

教育長の人事案件では、恵利修二教育長の再任に同意を賜り、お礼を申し上げます。私と意思を共有して、教育環境の充実を推し進めていき、教育のまちづくりに精を出していくことが、議員各位及び町民に対する付託に応えるものだと思っております。

なお、当面の諸行事につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、規模縮小・延期・中止となってきております。木城小学校の運動会及び木城中学校の体育祭につきまし

ては、来賓及び家族の参加縮小と感染予防対策、並びに時間短縮等を講じた上で実施する予定と  
なっているところであります。

以上で、お礼と、当面する行事報告とさせていただきます。

改めまして、9月議会、ありがとうございました。

○議長（神田 直人） 議員の皆様は控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時53分閉会

---